

新しい生活様式「かぬまの事業所応援事業」実施要領

目的

接客を伴う鹿沼市内（以下市内）の事業所が、「飛沫感染」による新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために、市内事業者が製造・加工・施工した飛沫感染防止衝立等を導入するために必要な経費の一部を支援することで、市内事業所の新型コロナウイルス感染防止対策品の販売促進による地域産業振興と新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る。

助成対象者

鹿沼市内に事業所を有している事業者で、以下のすべてを満たす者とする。

- (1) 顧客と対面型の営業を行う事業者
- (2) 関係法令に違反していない事業者
- (3) 本申請と同一の内容で、国、県、市、その他団体（以下、「国等」という。）が助成する他の制度（補助金等）の利用がないこと。

助成対象経費

鹿沼市内事業者が製造・加工・施工した新型コロナウイルス感染防止対策品としての飛沫感染防止衝立等の導入に係る費用

助成対象額

助成金の交付額は上に掲げる費用とする。ただし1事業所当たり上限5万円とし、交付申請は1事業所当たり1回限りとする。

事業対象期間

令和2年8月1日から令和2年12月31日まで

申請受付期間

令和2年8月1日から令和3年1月15日まで（消印有効）

申請受付

助成金の交付を受けようとする者は、以下の書類を鹿沼商工会議所に提出しなければならない。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送にて提出することとする。

- (1) 助成金交付申請書兼請求書及び誓約書（様式第1号）
- (2) 領収書又は振込依頼書の写し
- (3) 本事業により導入した物や取り組み内容がわかる写真
- (4) 振込先口座を確認できるもの（通帳等）の写し
- (5) その他鹿沼商工会議所会頭が必要と認める書類

交付取消

会頭は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明したと認めるときは、交付の全部又は一部を取消することができるものとする。

助成金の返還

助成金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された助成金に相当する額を会頭に返還しなければならない。

補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会頭が別に定める。

付則（令和2年7月29日）

この実施要領は令和2年7月29日から実施する。